

令4技術管理第1117号の3  
令和5年(2023年)3月6日

県内関係業界団体の長 様

山口県土木建築部技術管理課長

### 建設工事における総合評価方式の評価基準等について

平素より、本県の土木建築行政の推進につきまして、格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、下記のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う特例的な対応を令和5年度まで継続するとともに、技術提案資料の簡略化等を行うこととしたのでお知らせします。

#### 記

#### 1 主な変更点等

##### (1) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例の継続

- ・「継続学習(CPD)制度の取組状況」を評価する期間を拡大するとともに、評価する取得単位数を従前の1/2とする。
- ・「地域活動実績」を評価する期間を過去1年間から過去2年間とする。

##### (2) 技術提案資料の簡略化

- ・第13号様式、第14号様式の廃止
- ・コリンズ登録内容確認書写しの省略可(登録番号を記載した場合)

##### (3) 「作業船の保有状況」(海上工事のみ)に係る提出資料の見直し等

- ・提出資料を登記簿謄本又は海上保険証券のいずれかの写しに限定
- ・共同保有の定義の明確化等

#### 2 適用

令和5年4月1日以降入札公告する工事

#### 3 添付資料(技術管理課ウェブページにも掲載)

(1) 建設工事における総合評価方式の評価基準等について(別添 **お知らせ**)

(2) 建設工事の総合評価方式による競争入札について(令和5年4月)

(3) 総合評価(建設工事)提出様式集(2023)4.1以降※

〔※ 自己採点方式(試行)において使用する「技術提案資料提出一覧表(特別簡易型・自己採点方式)(第2-1a号様式)」の新たなエクセル様式を含む〕

【問い合わせ先】担当：技術指導班 山本  
TEL：083-933-3636  
E-mail：yamamoto.kouji.02@pref.yamaguchi.lg.jp